

一級河川那賀川水系桑野川改修工事並びにこれに伴う農業用排水路、農業用道路及び市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県阿南市長生町諏ノ端地内（左岸）及び同市同町権現池地内（右岸）から同市新野町大歳地内（左岸）及び同市同町馬場地内（右岸）までの延長 9,750 m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川那賀川水系桑野川改修工事並びにこれに伴う農業用排水路、農業用道路及び市道付替工事並びにこれらに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に築堤工事の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る延長 1,700m の部分である。

本件事業のうち、一級河川那賀川水系桑野川改修工事（以下「本体工事」という。）は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条第 1 項に掲げる一級河川に関する工事であることから、法第 3 条第 2 号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により遮断される農業用排水路及び農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第 3 条第 5 号に掲げる地方公共団体等が設置する農業用排水路及び農業用道路に関する事業に該当し、市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 4 号の市町村道に関する工事であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件区間は、河川法第 9 条第 2 項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の一級河川の管理は、都道府県が行うものとされていることから、本件事業は、徳島県が施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川那賀川水系桑野川（以下「桑野川」という。）は、一級河川那賀川水系那賀川の支川として流路延長 27km、流域面積 92.7km²に及ぶ河川であるところ、「那賀川水系工事实施基本計画」（昭和 42 年策定、昭和 63 年 3 月改定。）等に基

づき順次河川改修が実施されている。

本件区間においては、全体計画区間起点から起業地起点までは築堤工事が施工されているところであるが、全体計画区間下流の直轄区間との流下能力の整合を図るために河床掘削を残しており、その流下能力は年超過確率 1 / 15 の暫定断面となっている。また、起業地については、未改修であり原始河川に等しい状況で、そのほとんどの区間において、流下能力は年超過確率 1 / 5 以下である。このため、平成 10 年から 11 年にかけての 3 度の大洪水の際には多大な被害を受けた。特に平成 11 年 6 月 29 日の梅雨前線の活発な活動による集中豪雨では、年超過確率 1 / 40 の洪水が発生し、水害区域面積 650 ヘクタール及び浸水等の被害家屋棟数 570 棟の甚大な被害を引き起こし、一般資産等被害額は約 21 億 6000 万円にも及んだ。

以上のような被害を解消するためには、年超過確率 1 / 50 対応の全体改修計画を遅滞なく施行しなければならないが、直轄区間の現況流下能力及び改修予定との整合を図る必要があること、及び平成 11 年 6 月に発生した洪水と同程度の洪水による被害を縮小することを目的とし、緊急の対応として年超過確率 1 / 30 の洪水を安全に流下させる暫定改修工事を施行する。

本件事業の完成により、本件区間の流下能力が強化され、年超過確率 1 / 50 の洪水を安全に流下させることが可能となり、桑野川流域の住民の生命及び財産並びに公共施設の安全が図られる。なお、年超過確率 1 / 30 対応の河道計画は、年超過確率 1 / 50 対応の河道計画に対して河床掘削を調整したものであり、1 / 50 対応の河道計画施工時には新たな用地を必要としないものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

動植物については、桑野川上流域では、「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物 徳島県版レッドデータブック」(2001 年 徳島県発行) 上の絶滅危惧 I 類である徳島県特別天然記念物オヤニラミの生息が確認されているが、起業者が平成 10 年度に実施した「河川水辺の国勢調査(魚介類・底生動物)」においては、本件区間内の土地には、オヤニラミを含む絶滅危惧種は、確認されていない。

また、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間において、年超過確率 1 / 50 規模の洪水を安全に流下させることを目的とする、築堤、河道掘削等の河川改修事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令(昭和 51 年政令第 199 号)等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間における本件事業の河川改修の手法については、引堤と堤防嵩上等を

組み合わせて施行する申請案のほか、堤防嵩上案及び引堤案について検討が行われている。堤防嵩上案は用地取得面積が最小となる点では優れているが、堤防道路が高くなることから道路沿いの土地との高低差が大きくなり、坂路の設置が必要となるなど工事の規模が大きくなる。また引堤案は用地取得面積及び支障物件が最大となることから地域住民へ与える影響が大きい。申請案は他の2案と比較して、大規模な橋梁の架替工事が不要で施工性が最も優れていること、事業費が最も廉価であり経済性に優れていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、平成11年6月洪水と同等規模の災害を未然に防止するため、本件区間における改修工事を早期に施行する必要があると認められる。また、河川の治水対策は、上下流を一体として実施することにより一層事業効果が発揮されるものであることから、早期施行が求められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。